

環境衛生のお知らせ

ルールを守ってごみを出しましょう

生活とごみは切り離せないものです。決められたルールを守ってごみの排出を行いましょう。

**ごみ排出にレジ袋は使用できません**

指定袋以外の袋は使用できません。指定のごみ袋は5種類あります。それぞれの指定袋を使用してください。  
**分別を徹底しましょう**

プラスチック製容器包装(プラマーク)のついているものは汚れを落として出してください。  
※簡単に汚れが落ちないものはビニール・プラスチックごみとして出してください。

**指定袋の種類**

- 燃やせるごみ
- ビニール・プラスチックごみ
- プラスチック製容器包装
- 破碎するごみ
- 埋立ごみ・布類

**マナーを守って住みよい地域づくり**

ごみ収集所は、所在する地区で管理しています。

自宅付近以外のごみ収集所にごみを出したり、分別していないごみを出してトラブルになっているケースもあります。

きちんと分別し、自分の地区のごみ収集所にごみを出しましょう。  
また、ごみは指定された収集日に出してください。

**ごみ収集所に指定袋に入れずに出すごみ**

**ペットボトル**  
キャップやラベルを外し、水洗いをして指定のコンテナに入れる。

**びん類**  
キャップを取り、水洗いをして、種類ごとに決められたコンテナへ入れる。

**あき缶類**  
水洗いをして、指定のコンテナへ入れる。  
※つぶさないでください。

**新聞紙・新聞折込チラシ**  
外れないように、ひもで十字に束ねる。  
※紙袋に入れて束ねて出すこともできます。

**図書雑誌類**  
外れないように、ひもで十字に束ねる。

**ダンボール**  
1m×1m程度の大ききで、外れないように、ひもで十字に束ねる。

**紙パック**  
中を洗って切り開き、ひもで十字に束ねる。  
**使用済乾電池**  
乾電池回収袋へ入れる。

浄水器設置費補助金

市では、水道給水認可区域外の地域で水質に異常があり、安全な水の確保が困難なため浄水器を設置する場合に、補助金を交付しています。

次の要件に該当し、浄水器の設置を希望する方は、左記までご相談ください。

**対象地域** 水道給水認可区域以外の地域

**浄水器の要件** 逆浸透膜方式で維持経費が安価なこと

**施設の要件** 国または県の登録機による水質検査の結果、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の濃度が8mg/lを超える家庭の飲料水供給のための施設であること。

**補助金の額**  
購入費ならびに設置費用の40%以内、上限は5万円。

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係  
☎(55)5103  
または各支所地域振興課

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

**祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品**

など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1  
ほうりん斎場ホール TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377

東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1  
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7  
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4  
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

ほうりん